

令和8年度山形県木材産業協同組合県産木材サプライチェーン構築支援事業助成規程

山形県木材産業協同組合
制定 令和8年4月24日

(目的及び交付)

第1条 山形県木材産業協同組合 理事長（以下「理事長」という。）は、県産木材の利用拡大に向け、地域の素材生産業者・製材工場・工務店等が連携する県産木材サプライチェーン構築支援事業（以下「サプライチェーン事業」という。）に取り組む事業実施主体に対して、令和8年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱、令和8年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）及び本規程の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象事業及び助成金の額)

第2条 サプライチェーン事業の助成対象となる経費及び助成金の額は別表1のとおりとする。

(助成金交付申請書)

第3条 この助成を受けようとする事業実施主体は、助成金交付申請書（別記様式第1号）を理事長が別に定める日まで、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）

(助成金交付の決定)

第4条 理事長は前条に係る助成金交付申請書の提出があった場合、事業実施主体選定審査会（別表2）を経て補助の決定を行うものとする。

(助成金交付の条件)

第5条 事業実施主体は金交付決定後に、別表3に掲げる変更を生じた場合は、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により理事長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 事業実施主体が助成事業を年度内に完了させることが困難になった場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、理事長に事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第6条 前条第1項3号の規定により、助成事業の中止又は廃止について理事長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 事業実施主体は、助成事業の進捗について、11月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書(別記様式第6号)を添付して、翌月3日までに提出するものとする。ただし、11月末日現在で、既に事業が完了している場合にはこの限りでない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、助成事業が完了した場合、精算内容を記した実績報告書(別記様式第7号)を助成事業完了の日から20日を経過する日又は令和9年3月3日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(別記様式第2号)
- (2) 「木材の安定供給に関する取引協定」
- (3) 助成事業に関する証拠書類

(助成金の額の確定及び是正のための措置)

第9条 理事長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施主体へ通知するものとする。

2 前項の場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該事業実施主体に対して命ずることがある。

(書類の提出)

第10条 この助成金に関して理事長に提出する書類は、正本1部とする。

(関係書類の保管)

第11条 事業実施主体は、助成事業に関する証拠書類(別表4)を整理し、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

附 則

この規程は、令和8年度の助成事業に適用する。

(別表1)

第2条の規定による助成対象事業及び助成金の額

助成対象事業	助成事業に要する経費	助成金の額
サプライチェーン事業	<p>要領で別に定める対象事業体が、県産木材サプライチェーンの構築に対する助成</p> <p>1 選別・運搬経費 建築用材向け原木を山土場から製材工場へ選別・仕分け・運搬するための経費のうち、令和8年4月1日以降に係る経費。 但し、「木材の安定供給に関する取引協定」を締結することを前提に、選別・仕分け・運搬した原木を対象とする。</p> <p>2 製品加工・乾燥経費 工務店等に納入するために原木を製材・加工するための経費のうち、令和8年4月1日以降に係る経費。 但し、「木材の安定供給に関する取引協定」を締結することを前提に、選別・仕分け・運搬した原木から製材・加工した製品とし、製品を出荷する際の要件は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 製品の乾燥は、人工乾燥及び天然乾燥によるものとし、自社工場もしくは委託等により乾燥した製品を対象とする。</p> <p>(2) 製材部位は、「①軸組・小屋組等の構造材」と「②構造材以外の羽柄材部位」とし②のみの出荷は対象外とする。</p>	<p>定額 原木 1 m³ あたり 1,000 円以内</p> <p>但し、過去に本事業の採択実績がある対象事業体であって、以前と同一の協定者による木材の安定供給に関する取引協定に基づき実施する取組の場合 原木 1 m³ あたり 700円以内</p> <p>定額 原木 1 m³ あたり 5,000 円以内</p> <p>但し、過去に本事業の採択実績がある対象事業体であって、以前と同一の協定者による木材の安定供給に関する取引協定に基づき実施する取組の場合 原木 1 m³ あたり 3,500 円以内</p>

	(3) 原木 1 m ³ から生産される製品の生産歩留まりは 4割 を標準とし、 3割を切る場合 はその理由を明らかにして、実績報告を提出する際に任意の様式により提出するものとする。	
--	--	--

(別表 2)

第 4 条の規定による事業実施主体選定審査会の内容

審査会の項目	内 容
1 審査会の委員構成	審査会は、理事長及び副理事長を構成員とするが、自ら事業主体となる案件の審査には入れないものとする。
2 審査項目	(1) 事業実施主体の確認 (令和 8 年度 山形県産木材サプライチェーン構築支援事業実施要領第 2 に定める対象事業体並びに補助対象事業の要件を満たしている事業者の確認) (2) 事業の効果 (原木消費量、製材販売量) (3) 事業の実施体制 (協定締結状況) (4) 事業の普及性 (話題性のある事業展開)
3 審査会の実施	第 3 条で定める助成金交付申請書の提出があった場合、速やかに審査会を実施し事業実施主体を選定するものとする。

(別表 3)

第 5 条の規定により理事長の承認を要する変更 (重要変更) の内容

助成対象事業	重要変更の事由
サプライチェーン事業	1 助成金額合計の増額及び 2 割を超える減 2 事業の中止又は廃止

(別表4)

第11条の規定による助成事業に関する証拠書類の内容

項目	内容
助成事業に関する証拠書類	<p>1 選別・運搬経費</p> <p>(1) 原木買取における「原木納入伝票」の写し (素材生産者⇒製材業者)</p> <p>※ 購入時期・樹種が証明できるもの</p> <p>※ 内訳に、原木代金と仕分け運搬経費を分けて記載すること</p> <p>(2) 原木仕分け・運搬状況写真</p> <p>2 製品加工・乾燥経費</p> <p>(1) 製品販売における「製品納入伝票」の写し (製材業者⇒工務店)</p> <p>※ただし、購入時期・部位が証明できるもの</p> <p>(2) 原木製材、工務店等への搬入状況写真</p> <p>3 その他理事長が提出を求めるもの</p>